

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 7月分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	お客さまセンターシステムサーバ関係 機器一式借入(再リース)	賃借	FLCS株式会社 関西支 店	¥11,897,820	令和4年7月29日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	-
2	お客さまセンターシステム端末関係機器一 式借入(再リース)	賃借	FLCS株式会社 関西支 店	¥1,205,160	令和4年7月29日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	-

随意契約理由書

1 案件名称

お客さまセンターシステムサーバ関係機器一式借入（再リース）

2 契約の相手方

F L C S 株式会社

3 随意契約理由

本案件は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付け各事業所と情報共有し、対応するために構築されたお客さまセンターシステムのサーバ関係機器（以下「本機器」という。）について、再リースを行うものです。

本借入機器は、令和4年7月末でリース期間が終了するため、機器借り換えを行う必要がありますが、新たに借り入れる本機器の調達を行うにあたっての事前調査の業者ヒアリングの際に、折からの半導体不足の状況下でコロナ禍の先行きが見通せないため調達が困難であり、調達を確実にを行うためには契約締結後1年間の期間を設けなければ応札が困難である旨の回答を得たため、新システム本格稼働のための借入開始時期は令和4年11月からという仕様書で令和3年7月に公告しました。

現借入契約の契約期間が令和4年7月末までとなっておりますが、本機器はお客さまセンターの運営にあたって途切れさせることのできない必要不可欠な機器であります。現借入契約期日から次期契約による借入開始までの3か月間の機器リースについて、新たな機器等を設置することなく継続して業務を行えるのは現契約相手方である上記業者が唯一の業者となります。

なお、現在設置している本機器については故障等がなく、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しています。

よって、上記業者と締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

お客さまセンターシステム端末関係機器一式借入（再リース）

2 契約の相手方

F L C S 株式会社

3 随意契約理由

本案件は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付け各事業所と情報共有し、対応するために構築されたお客さまセンターシステムの端末関係機器（以下「本機器」という。）について、再リースを行うものです。

本借入機器は、令和4年7月末でリース期間が終了するため、機器借り換えを行う必要がありますが、新たに借り入れる本機器の調達を行うにあたっての事前調査の業者ヒアリングの際に、折からの半導体不足の状況下でコロナ禍の先行きが見通せないため調達が困難であり、調達を確実にを行うためには契約締結後1年間の期間を設けなければ応札が困難である旨の回答を得たため、新システム本格稼働のための借入開始時期は令和4年11月からという仕様書で令和3年7月に公告しました。

現借入契約の契約期間が令和4年7月末までとなっておりますが、本機器はお客さまセンターの運営にあたって途切れさせることのできない必要不可欠な機器であります。現借入契約期日から次期契約による借入開始までの3か月間の機器リースについて、新たな機器等を設置することなく継続して業務を行えるのは現契約相手方である上記業者が唯一の業者となります。

なお、現在設置している本機器については故障等がなく、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しています。

よって、上記業者と締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号06-6458-6002）